

地域医療提供体制における薬局の位置づけなどについて

平成17年4月22日
日本薬剤師会 山本 信夫

- 現在検討が進められている医療計画の見直しに当たっては、患者を中心とした“診療ネットワーク”を日常医療圏において構築する方針が示され、“かかりつけ医”が他の医療機関や介護施設等と連携を取り、「地域完結型」の医療提供体制を目指す考え方が示されています。
- 医療において医薬品が重要な役割を果たしていることは言うまでもありませんが、現在、医薬分業率は全国平均で51.9%に達しており、投薬が必要な外来患者の2人に1人は地域の薬局から医薬品の提供を受けている実態があります。
- したがって、医薬分業の進捗度や地域における住民・患者への医薬品提供の現状に鑑みれば、現在検討されている“日常医療圏における診療ネットワーク”においても、医療提供施設の一つとして“薬局”を明確に位置づける必要があります。

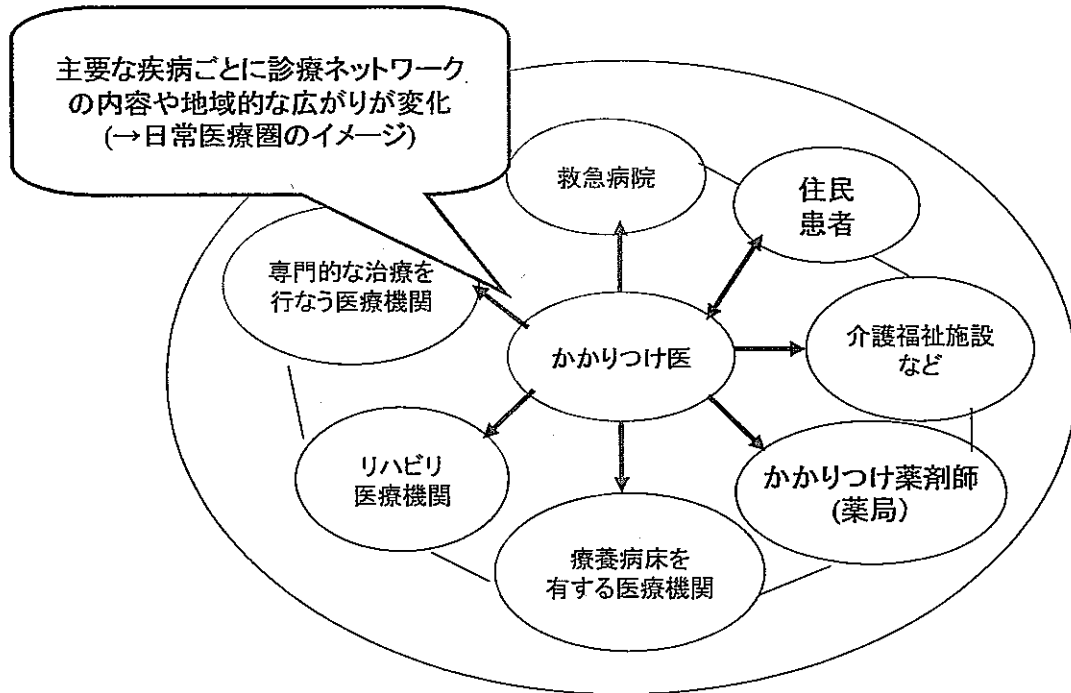
- また、3月28日の第7回検討会では、「終末期ケアを含む在宅医療」のイメージ図が示され、薬局を活用する考え方が示されました。在宅における療養では使用する医薬品の種類も多く、特に終末期医療では緩和ケアのために麻薬を使用する機会が増えていることから、医薬品の安全管理・適正使用のために薬局・薬剤師を活用することは重要であると考えます。
- しかしながら、現在、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う届出を行っている薬局は全国で31,528薬局（保険薬局数の64.8%）であり、また、麻薬小売業免許を有する薬局も25,816薬局（薬局数の51.9%）にとどまっています。
- 在宅医療の一層の充実を図り、安心・安全な医療提供体制を構築する上では、日常医療圏単位で上記に係る整備目標を策定し、全国的な体制整備に努めることが必要であると考えます。

- また、2月14日の第6回検討会では、医療計画の記載事項案が提示され、「医薬品・医療機器の提供体制」の一環として、「服薬状況の改善目標」を設定する考え方が示されました。
- 日本薬剤師会の調査によれば、治療上必要な医薬品を飲み残している患者は63%もいたものの、飲み残しのある患者に対して薬剤師が服薬指導をした結果、約半数の患者で服薬状況が改善したことが明らかになっています。
- 糖尿病などの生活習慣病対策においては、自覚症状がないために服薬が疎かになりがちな患者に服薬の重要性を認識させ、指示どおりの服用を遵守させるきめの細かい患者指導が、合併症を予防する観点からも重要であります。服薬状況の改善・向上に寄与する薬局・薬剤師の積極的な活用を、“日常医療圏の診療ネットワーク”及び“都道府県が構築する質の高い効率的な保健医療提供体制”に位置づけることが必要と考えます。

- また、第7回検討会で示された「救急医療」や「災害医療」のイメージ図においては、薬局の活用は想定されておりません。しかしながら、休日・夜間や災害時の医療提供体制にも医薬品の供給は当然不可欠であり、2月14日の第6回検討会では、医療計画の記載事項案として「医薬品・医療機器の提供体制の整備」が示されているところであります。
- 実際、医薬分業率が50%を超えている現状では、例えば休日夜間急患センターに対応し、休日夜間救急対応薬局を開設している地域も少なくなく、日本薬剤師会の調査では、約36%の地域薬剤師会が休日・夜間の医薬品供給体制を整備しています。しかしながら、こうした地域薬剤師会の取り組みは医療計画に明記されたものでないため、地域住民への広報も十分に行われていないのが実状であります。
- こうした現状を踏まえ、「災害時、へき地、休日・夜間時に必要な医薬品を迅速に提供できる体制」を日常医療圏ごとに整備することと併せ、「救急医療」や「災害医療」において「薬局・薬剤師の役割」を明記することが必要であると考えます。

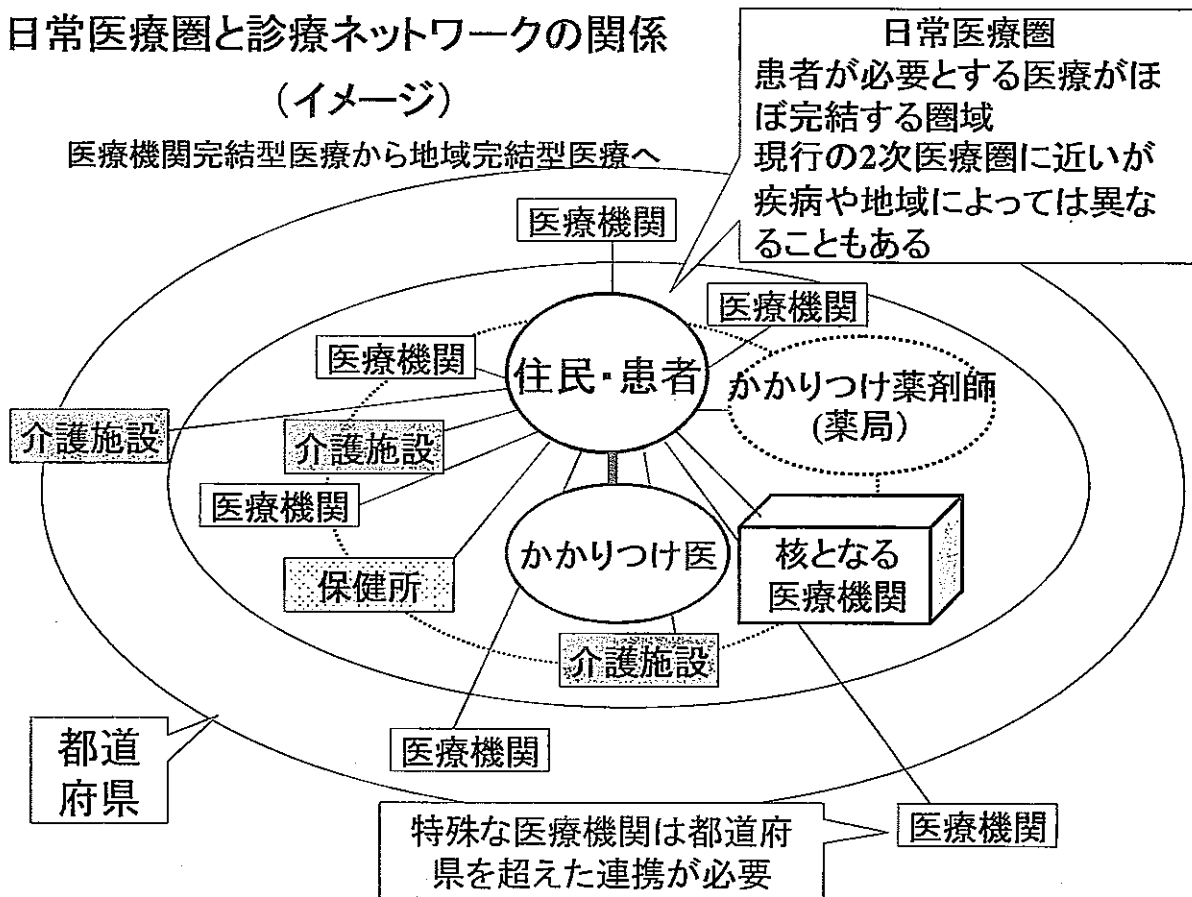
以上

階層型構造の医療提供体制から住民・患者の視点に立った
診療ネットワークへの転換

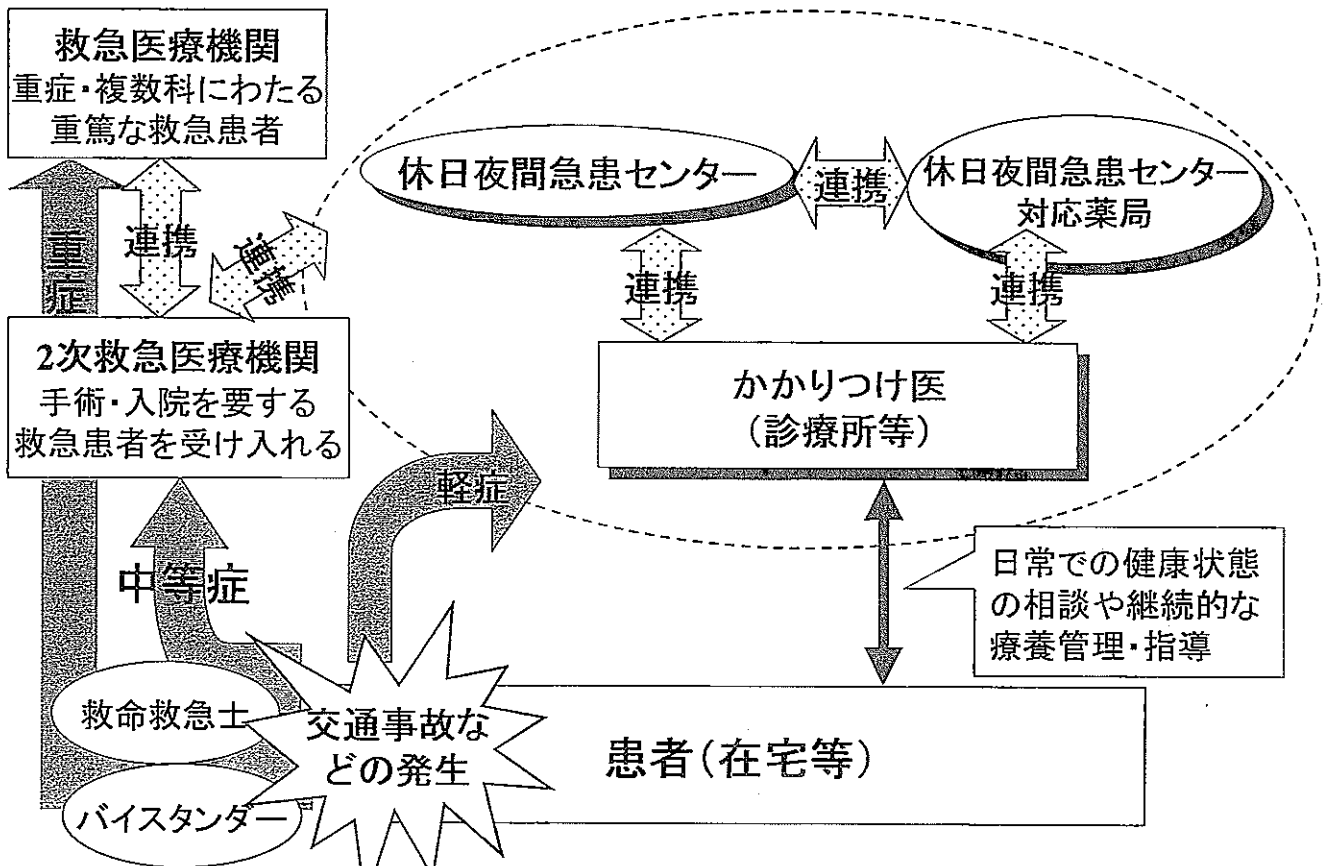
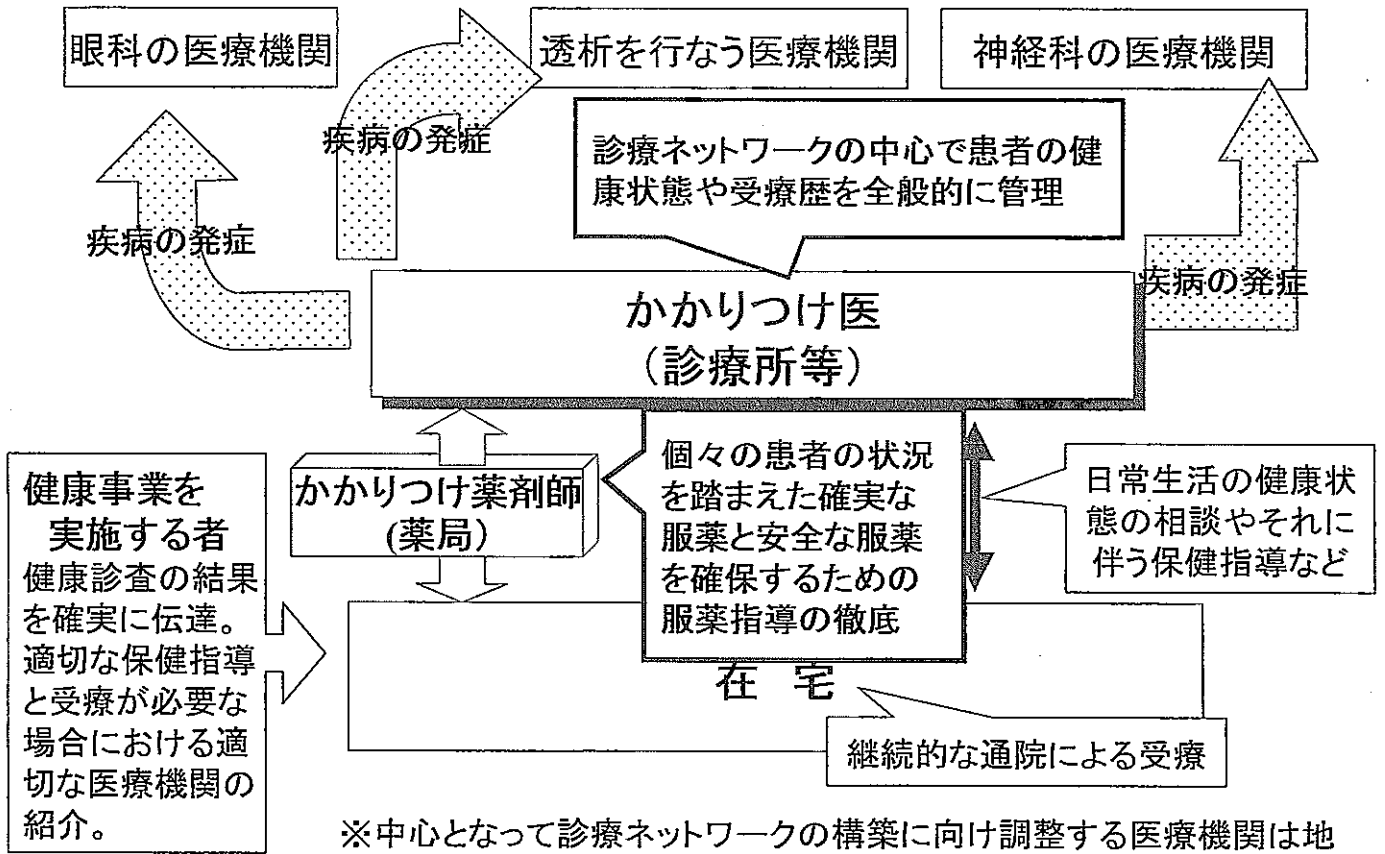


日常医療圏と診療ネットワークの関係
(イメージ)

医療機関完結型医療から地域完結型医療へ

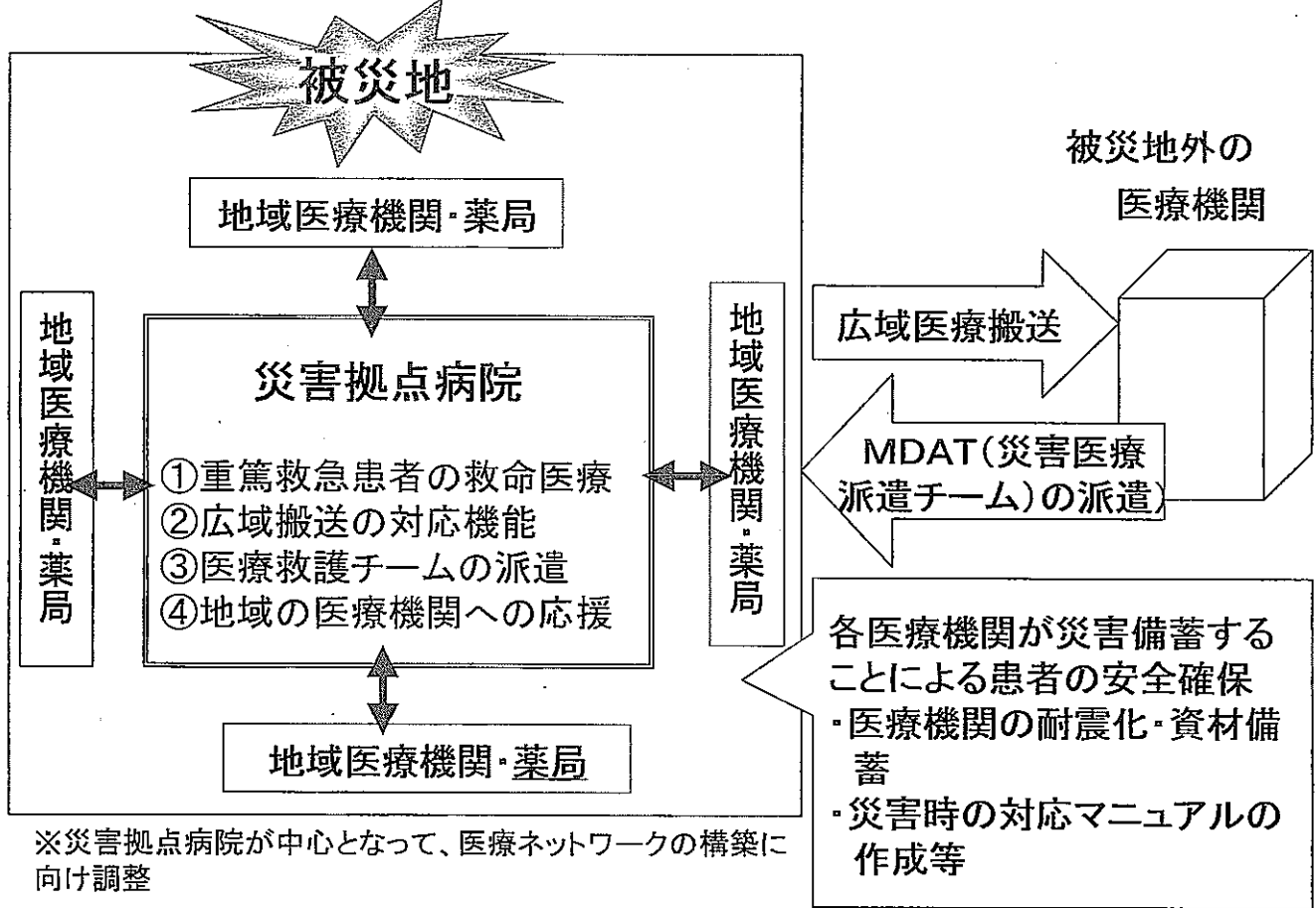


日常医療圏の診療ネットワークのイメージー糖尿病の場合



日常医療圏の診療ネットワークのイメージー救急医療の場合

災害医療のネットワークのイメージ



参 考

●**処方せん受取率（医薬分業率）** 51.9%（平成16年7月、日本薬剤師会）

●**服薬コンプライアンスとその改善に対する薬剤師の関与についての実態調査**
（平成13年12月、日本薬剤師会）

患者の飲み残しの有無

あり	63.0%
なし	35.3%

ノンコンプライアンスに対する薬剤師の対応

薬の飲み方や使い方、飲み忘れた場合の対処法などを服薬指導して改善	45.5%
服薬の意義や重要性を説明	31.4%
患者や家族の同意を得て、使用期限切れの医薬品を廃棄・整理	15.9%
医師に連絡の上、処方日数を調整	6.9%
医師に連絡の上、薬剤を変更・削除	4.6%
医師に連絡の上、服用時点毎に一包化	3.6%
医師に連絡の上、剤型を変更	2.1%
医師に連絡の上、服用時点を変更	0.8%

●**高齢者の服薬状況と薬識に関する調査研究**

（平成15年3月、日本薬剤師会委託、日本大学薬学部実施）

処方薬に占める「ほとんど服用（使用）していない薬」の割合

院外投薬者	8.0%
院内投薬者	15.2%
高齢者（院外・院内）全体	9.3%

●**外来慢性疾患患者における投薬日数制限の緩和の影響調査**

（平成15年9月、日本大学薬学部実施）

薬の飲み忘れや飲み残し

「よくある」「時々ある」	37.2%
「あまりない」「ほとんどない」	60.1%

●**在宅患者訪問薬剤管理指導料に係る届出状況**（平成16年7月）

31,528 薬局（保険薬局数の64.8%）

●**麻薬小売業者薬局数**（平成15年12月）

25,816 薬局（薬局数の51.9%）

●**薬局による休日・夜間における市区町村単位での医薬品供給体制整備の進捗状況**

（平成14年7月、日本薬剤師会）

休日・夜間体制を整備している地域薬剤師会の割合 35.7%